

飯能市物品等の買入れ等の競争入札参加者の資格等に関する規程

(平成14年3月22日 告示第48号)

(趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項並びに飯能市契約規則(平成12年規則第1号。以下「規則」という。)第2条の規定により、本市が締結する次に掲げる契約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格等について定めるものとする。

- (1) 物品等(建設資材を含む。)の製造の請負、買入れ、売払い及び借入れの契約
- (2) 業務の委託の契約(建設工事に係る設計、調査及び測量の業務委託並びに道路、河川、公園、広場、下水道の維持管理業務委託の契約を除く。以下同じ。)

(競争入札の参加資格)

第2条 競争入札に参加することができる者は、競争入札の参加資格に関する市長の審査(以下「資格審査」という。)を受け、飯能市物品等入札参加者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載された者とする。

2 資格者名簿に登載された者が、次条第3項各号のいずれかに該当するときは、競争入札に参加することができない。

(資格審査の実施)

第3条 資格審査は、西暦の偶数年度に実施するものとする。

2 前項に定めるもののほか、市長が必要と認める場合は、随時資格審査を実施することができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。

- (1) 令第167条の4第1項(令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者
- (2) 規則第3条の規定により市の競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 第9条第1項第5号若しくは第6号又は同条第2項第2号の規定により

資格を抹消され、当該抹消の日から2年を経過しない者

- (4) 営業に必要な登録、免許又は許可(以下「許可等」という。)を受けていない者(営業に関し許可等を要する場合に限る。)

(資格審査申請書及び添付書類等)

第4条 資格審査を受けようとする者は、物品等入札参加申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長が別に定める期間内に提出しなければならない。

- (1) 営業経歴書
- (2) 登記事項証明書の写し(法人に限る。)
- (3) 消費税及び地方消費税の完納証明書の写し
- (4) 身分(元)証明書の写し(個人に限る。)
- (5) 営業証明書の写し(個人に限る。)
- (6) 法人税の完納証明書の写し(法人に限る。)
- (7) 所得税の完納証明書の写し(個人に限る。)
- (8) 市民税の完納証明書の写し(市内に事業所を有する場合に限る。)
- (9) 役員名簿及び組合員名簿(組合に限る。)
- (10) その他市長が必要と認める書類

(資格者名簿への登載)

第5条 市長は、資格審査の結果適正と認めた者を資格者名簿に登載するものとする。

(参加資格の有効期間)

第6条 第3条第1項の規定による資格審査を受けた者に係る参加資格の有効期間は、その資格審査を実施した年度の翌年度の4月1日から2年間とする。

2 第3条第2項の規定による資格審査を受けた者に係る参加資格の有効期間は、前項の有効期間内に行われた資格審査に係るものにあつては、当該前項の有効期間の末日までとする。

(変更等の届出)

第7条 資格審査を申請した者は、次に掲げる申請書に係る事項について変更があったときは、直ちに物品等入札参加申請変更届出書（様式第2号）に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 法人番号（法人の場合に限る。）
- (3) 代表者
- (4) 委任者
- (5) 委任者と受任者
- (6) 受任者
- (7) 実印
- (8) 取引に使用する印
- (9) 所在地
- (10) 電話番号
- (11) 資本金
- (12) その他市長が必要と認める事項

2 資格審査を申請した者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに関係書類を添えて書面により市長に届け出なければならない。ただし、第2号に該当する場合にあっては、死亡した者の相続人（法人においては解散した法人の清算人）がこれを行う。

- (1) 第3条第3項第1号に該当する者となったとき。
- (2) 死亡（法人においては解散）したとき。
- (3) 営業停止命令を受けたとき。
- (4) 営業の休止、再開又は廃止をしたとき。
- (5) 金融機関に取引を停止されたとき。
- (6) 官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合等として資格審査を申請した者が、官公需適格組合の証明を受けられない者となったとき。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てを行ったとき、更生手続開始の決定があったとき、又は更生計画の認可がなされたとき。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てを行ったとき、再生手続開始の決定があったとき、又は再生計

画の認可がなされたとき。

(参加資格の承継)

第8条 相続、合併又は営業譲渡により、資格審査を申請した者から当該営業の一切を継承した者が、その参加資格を承継しようとするときは、物品等入札参加資格承継申請書(様式第3号)に関係書類を添えて、営業の一切を継承した日から90日以内に市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容について審査を行い、その承継を認めることができる。

(資格者名簿からの抹消)

第9条 市長は、資格者名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を当該名簿から抹消するものとする。

- (1) 第3条第3項各号のいずれかに該当する者となったとき。
- (2) 死亡(法人の場合は解散)してから90日を経過したとき。
- (3) 金融機関に取引を停止されたとき。
- (4) 資格者名簿からの抹消を申し出たとき。
- (5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1号の規定に違反して公正取引委員会から告発、排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合で極めて悪質であると市長が認めるとき。
- (6) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する競売等妨害若しくは同条第2項に規定する談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ずに起訴された場合で極めて悪質であると市長が認めるとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その者を資格者名簿から抹消することができる。

- (1) 資格者名簿に登載された者が第7条(第2項第1号、第2号及び第5号に係るものを除く。)の規定による届出を怠ったとき。
- (2) 資格審査申請書、第7条の規定による届出書、前条の規定による申請書又はそれぞれの添付書類の記載事項が虚偽であったとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

(随意契約を希望する者の申出)

第10条 第4条の規定による資格審査の申請があったときは、併せて随意契約の方法による契約の締結を希望する申出があったものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に資格者名簿に登録されている者は、この規程により資格者名簿に登録されたものとみなす。

附 則 (平成17年告示第162号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年告示第311号)

この告示は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成26年告示第359号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年告示第68号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年告示第333号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年告示第59号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年告示第287号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年告示第310号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和8年告示第206号)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の飯能市物品等の買入れ等の競争入札参加者の資格

等に関する規程第6条第1項の規定は、令和8年度以後に実施する資格審査を受けた者に係る参加資格の有効期間について適用し、令和7年度以前に実施した資格審査を受けた者に係る参加資格の有効期間については、なお従前の例による。

様式第1号（第4条関係）（表）

飯能市 使用欄	受付番号	
	受理	受領書
	入力①	
	入力②	

飯能市物品等入札参加申請書

年 月 日

（宛先） 飯能市長

飯能市物品等の買入れ等の競争入札参加者の資格等に関する規程第1条第1号又は第2号に規定する入札に参加したいので、別紙指定の書類を添えて申請します。

この申請書及び添付書類の内容については事実と相違ないこと、又飯能市物品等の買入れ等の競争入札参加者の資格等に関する規程第3条第3項各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

1 申請者（本社情報）

法人・個人の区分	法人・個人	新規・更新の区分	新規・更新	委任の有無	有・無	前回受付番号（分がる場合）	
フリガナ							代表者印（印鑑登録印）
商号または名称							
代表者役職名・氏名	(役職名) フリガナ (氏名)						
所在地	〒						使用印鑑 ※飯能市との契約に上欄の代表者印（印鑑登録印）以外を使用する場合は押印してください。
登記上の所在地 （上記と異なる場合）	〒						
法人番号（法人のみ）							
電話番号	F A X 番号						
電子メールアドレス	※指名通知等の取引に関する連絡を行いますので必ず記入してください。						
総職員数（常勤）	人	資本金	千円				
設立・創業年月日	(西暦)	年 月 日	平均売上高（直近2年間）			千円	

2 受任者（代理人を置く場合のみ記載）

次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

支店・営業所名						
代理人役職名・氏名	(役職名) フリガナ (氏名)					
所在地	〒					
電話番号	F A X 番号					

（委任事項）

- 1 入札及び見積りに関すること。
- 2 契約の締結に関すること。
- 3 契約の履行に関すること。
- 4 代金の請求及び受領に関すること。
- 5 復代理人の選任に関すること。
- 6 前各号に付帯する一切のこと。

（委任期間）

年 月 日から 年 月 日まで

ただし、上記の期間内に契約を締結したものに係る保証金及び代金の請求、受領については、期間後もなお効力を有するものとします。

申請事務担当者	所属部署	
	担当者名	
	電話番号	
	F A X 番号	
行政書士の場合	事務所名	
	担当者名	
	電話番号	
	F A X 番号	

受付番号 _____

様式第2号 (第7条関係)

物品等入札参加申請変更届出書

年 月 日

(宛先) 飯能市長

本店・本社所在地
ふりがな
商号又は名称
ふりがな
代表者役職名・氏名

(印鑑登録の印)

下記のとおり変更しましたので届け出ます。

記号	変 更 事 項	記号	変 更 事 項
	本店の商号又は名称		代理人を置く営業所等の所在地
	法人番号		電話番号
	代理人を置く営業所等の名称		FAX番号
委任なし ・個人	代 表 者		電子メールアドレス
	代 表 者 役 職 名		資 本 金
委任 あり	代表者、代表者の役職名		希 望 業 種 区 分
	代理人、代理人の役職名		組 合 構 成 員
	印 鑑 登 録 の 印		代 理 人 の 設 置
	取 引 に 使 用 す る 印		代 理 人 の 廃 止
	本 店 の 所 在 地		入 札 参 加 資 格 の 抹 消

※ 該当する変更事項の記号欄に○印を付け、下欄に変更内容及び変更年月日を記入のうえ、事実を証する書面を添付してください。

変 更 前	変 更 後	変更年月日

届出事務 担当者	営業所名等		電話番号	
	担当者名		FAX番号	

様式第3号（第8条関係）

受付番号 _____

物品等入札参加資格承継申請書

年 月 日

（宛先）飯能市長

被承継者（資格を引き渡す者）

本店・本社所在地
ふ り が な
商号又は名称
法 人 番 号
ふ り が な
代表者役職名・氏名

（印鑑登録の印）

承継者（資格を受け継ぐ者）

本店・本社所在地
ふ り が な
商号又は名称
法 人 番 号
ふ り が な
代表者役職名・氏名
電 話 番 号
F A X 番 号

（印鑑登録の印）

・ 年度 物品・業務委託・建設資材 に係る指名競争入札参加資格を、
下記の理由により承継したいので、関係書類を添えて申請します。

記

資格承継の理由

使用印鑑

※飯能市との契約に上欄の代表者
印（印鑑登録印）以外を使用する場
合は押印してください。
※代理人を置く場合は委任状を提
出してください。

届出事務 担当者	営業所名等		電話番号	
	担当者名		FAX番号	